



18歳になる君へ

大人への一歩を踏み出す前に 知っておこう！ 契約のコト



2022年4月1日から
成年年齢が18歳になります！

今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が親の同意を得ないで契約した場合、原則として**契約を取り消す**ことができます。
(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合



- ★ただし、次の場合は取消しできません
- お小遣いの範囲の少額な契約の場合
- 自分が成人であると偽って契約した場合
- 結婚している場合 など

これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は親の同意なく、**一人で様々な契約ができる**ようになります。
(例) ●スマホを購入する
●クレジットカードを作る
●一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、未成年者取消しはできなくなります。様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。



18歳(新成人)になったら...

こんな
トラブルに
注意!

マルチ取引



アドバイス

友人、先輩、SNSで知り合った人から
「人を紹介するともうかる」などと
誘われても、きっぱり断ろう!

定期購入



アドバイス

「お試し500円」などのネット広告では
買う前に「定期購入が条件になっていないか」
契約内容をよく確認!

エステ契約



アドバイス

体験だけのつもりで行って
高額な契約を勧められても、その場では契約せず
本当に必要かどうかよく考えよう!

情報商材



アドバイス

「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など
高収入を得られるという
情報商材*の広告には注意!

*投資などでお金をもうける方法として売られている情報

困った時は、
消費者ホットライン

い や や
☎188にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話がつながります

お住まいの自治体の相談窓口

羽島市消費生活相談窓口

058-392-9927